

道路の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市江南区役所建設課において、一般の縦覧に供する。

平成21年6月26日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
一般 国道	403号	新潟市江南区割野字沼1597番1 地先から 新潟市江南区割野字中村3982番2 地先まで	平成21年6月26日